

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	根拠条項	資料番号	21	担当課	健康増進課						
			31	不利益処分の種類	措置入院費の費用の徴収							
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年5月1日 法律第123号) 第31条 都道府県知事は、第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができることを認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和41年6月7日 愛媛県規則第32号) 第11条 知事は、法第31条の規定により入院に要する費用として別表の基準によって認定した額を当該措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)(以下「負担義務者」という。)から徴収する。</p> <p>別表(第11条関係) <span style="margin-left: 100px;">費 用 徴 収 基 準</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><thead><tr><th>所得税額の合算額</th><th>徴 収 月 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,500,000 円以下</td><td>0 円</td></tr><tr><td>1,500,001 円以上</td><td>2 万円。ただし、措置入院に要した医療費の額から法第30条の2に規定する他の法律により給付を受けることができる額を控除して得た額が2万円に満たない場合は、その額</td></tr></tbody></table> <p>注1 この表において「所得税額の合算額」とは、負担義務者の前年分の所得税額(1月分から5月分までの費用徴収額を認定する場合にあつては、前前年分の所得税額)を合算した額をいう。 2 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合におけるその月の費用徴収額の認定に係るこの表の規定の適用については、同表徴収月額の中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額(円未満切捨て)」とする。 3 当該措置入院者又はその属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合には、所轄の地方局長(市の区域にあつては、市福祉事務所長)の証明により、当該措置入院者の徴収月額は、零円とする。 4 災害等により所得が著しく減少し、又は支出が著しく増加した場合には、徴収月額は、この表の規定による額の全部又は一部を減じた額とする。</p>							所得税額の合算額	徴 収 月 額	1,500,000 円以下	0 円	1,500,001 円以上	2 万円。ただし、措置入院に要した医療費の額から法第30条の2に規定する他の法律により給付を受けることができる額を控除して得た額が2万円に満たない場合は、その額
所得税額の合算額	徴 収 月 額											
1,500,000 円以下	0 円											
1,500,001 円以上	2 万円。ただし、措置入院に要した医療費の額から法第30条の2に規定する他の法律により給付を受けることができる額を控除して得た額が2万円に満たない場合は、その額											